第8章 推進体制

1 計画の推進体制

(1)「長野県いのち支える自殺対策戦略会議」等の開催

「誰も自殺に追い込まれることのない信州」の実現を目指し、知事をトップとした、庁内の関係部局で構成される「長野県いのち支える自殺対策戦略会議」及び「部局長会議」において、本計画の各事業の推進状況の把握やまとめ等を行い、全庁的な取組として自殺対策を推進します。 (年間3回程度開催)

「長野県いのち支える自殺対策戦略会議」の構成【再掲】

知事/副知事/企画振興部/総務部/県民文化部/産業労働部/林務部/建設部/教育委員会/企業局/警察本部/労働委員会事務局/日本財団/NPO法人ライフリンク/ (事務局)健康福祉部 (平成29年9月15日開催時)

(2)「子どもの自殺対策プロジェクトチーム(仮称)」の設置

知事や専門家、教育関係者等で構成する「子どもの自殺対策プロジェクトチーム(仮称)」を 設置し、本県において特に自殺の実態が深刻である「未成年者」の対策について検討を行います。

(3) 「長野県自殺対策連絡協議会」の開催

保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の行政機関・関係団体で構成される「長野県自殺対策連絡協議会」においても、対策の進捗状況を評価するとともに、専門家からの意見の聴取や、構成団体と連携した取組の検討などを行うことにより、より効果的な自殺対策の推進を図ります。

「長野県自殺対策連絡協議会」構成団体【再掲】

信州大学医学部精神医学教室/県精神科病院協会/県医師会/県弁護士会/県経営者協会/連合長野/県民生委員児童委員協議会連合会/長野いのちの電話/長野労働局/長野産業保健総合支援センター/市長会/町村会/県消防長会/県臨床心理士会/県看護協会/県司法書士会/県精神保健福祉士協会/日本精神科看護協会長野県支部/県薬剤師会/県チャイルドライン推進協議会/県健康福祉部健康福祉政策課/県民文化部くらし安全・消費生活課/県教育委員会事務局心の支援課/県警察本部生活安全企画課/県保健所長会/県精神保健福祉センター (平成 29 年度)

2 市町村計画の推進

自殺対策推進センターにおいて、市町村計画の推進状況を把握し、必要に応じて保健福祉事務 所等と連携しながら、市町村において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進さ れるよう、適切な助言や情報提供等の支援を行います。

資料編

資料 1 自殺対策基本法 (平成 18 年法律第 85 号) 最終改正: 平成 28 年法律第 11 号

目次

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等(第十二条一第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条—第二十二条)

第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条—第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。
- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総 合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況 に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を 行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を 深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

- 第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合 的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。
- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それに ふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、 関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を 実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) 第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第 三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総 合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を 講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱 (次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければな らない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。) を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

- 第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育 及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持 に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、 大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺 の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとす る。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす 深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ず るものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

- 第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。
- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

- 第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣 が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備 を図るものとする。

附 則(抄)

(以下、省略)

「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自 **殺リスクを低下**させる

阻害要因:過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等 促進要因:自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて 推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

- 1. 生きることの包括的な支援として推進する
- 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4. 実践と啓発を両輪として推進する
- 5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明 確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

- 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
- 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する 3.
- 4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする 7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
- 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 9. 遺された人への支援を充実する
- 10. 民間団体との連携を強化する
- 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

▶ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、 自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少 平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、 加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

- 1. 国における推進体制
- 2. 地域における計画的な自殺対策の推進
- 3. 施策の評価及び管理
- 4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策(ポイント)

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が 求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み〈例:よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度〉

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

1.地域レベルの実践 的な取組への支援を <u>強化する</u>

・地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政 策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策 -への支援 ・自殺対策の専任職員の 配置・専任部署の設置

2.国民一人ひとりの 気づきと見守りを促 す

- ・自殺予防週間と自殺対 第端化日間の宝施 ・児童生徒の自殺対策に 資する教育の実施
- (SOSの出し方に関する 教育の推進) ・自殺や自殺関連事象等
- に関する正しい知識の普
- ・うつ病等についての普及 啓発の推進

進に資する調査研究 等を推進する

- 自殺の実能や自殺対策 の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用 (革新的自殺研究推進プ
- (単利P)日本の ログラム) ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 ・子ども・若者の自殺調査
- ・ 死因究明制度との連動・オンサイト施設の形成等 により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・ 分析

4.自殺対策に係る人 材の確保、養成及び 資質の向上を図る

- ・医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学を連携した自殺対策教育の推進
- ・自殺対策の連携調整を 担う人材の義成・かかりつけ医の資質向上
- 教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタ ッフの資質向上
- ・ケートキーバーの表成・家族や知人等を含めた支

5.心の健康を支援す る環境の整備と心の 健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘル ス対策の推進 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災
- 者の心のケア、生活再建等の推進

6.適切な<u>精神保健医</u> <u>療福祉サービス</u>を受 けられるようにする

- ·精神科医療、保健、福祉 等の連動性の向上、専門
- 職の配置 ・精神保健医療福祉サービ ▲を担う人材の義成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル 依存症等のハイリスク者が無

<u>·ICT(インターネットや</u> <u>SNS等)の活用</u> ・ひきなり、児童虐待性犯罪・性に暴力の被害者、生活不能 者、ひと親家庭、性的マイノ リティー対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 づくりの推進

8.自殺未遂者の再度 の自殺企図を防ぐ

- ・地域の自殺未遂者支援 の拠点機能を担う医療 機関の整備・医療と地域の連携推進に
- よる包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの連動によ
- る支援 ・家族等の身近な支援者

に対する支援 ・学校、職場等での事後対 応の促進

9.遺された人への支援を充実する

- ・遺族の自助グループ等の 運営支援 運営支援 ・学校、職場等での事後対
- の促進
- 応の促進
 ・遺族等の総合的な支援
 ニーズに対する情報提供
 の推進等
 ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
 ・遺児等への支援

10.民間団体との連 携を強化する

- ·民間団体の人材育成に 対する支援
- ・地域における連携体制の 確立
- ・民間団体の相談事業に 対する支援 ・民間団体の先駆的・試行 的取組や自殺多発地域 における取組に対する支

- <u>いじめを苦にした子どもの</u> 自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教
- 育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者への支援の充実

・知人等への支援

12.勤務問題による 自殺対策を更に推進

長時間労働の是正 職場におけるメンタルヘル ス対策の推進 ・ハラスメント防止対策

(厚牛労働省作成)

資料3 長野県自殺対策連絡協議会設置要綱

(目 的)

第1 近年の自殺者数の増加を受けて「自殺対策基本法」が制定され、国及び地方公共団体は必要な施策を策定・実施することとされた。

また、自殺の原因としては個人的な要因に加え、様々な社会的要因が複雑に関係していることとされていることから、自殺予防に向けた多角的な検討と総合的な対策を検討するため、長野県自殺対策連絡協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2 協議会は、次の事項について協議を行う。
 - (1) 自殺の発生状況やその背景の調査・分析
 - (2) 自殺対策に向けた取組みの検討
 - (3) 取組の成果についての検証
 - (4) その他自殺対策に関する事項

(構成)

- 第3 協議会は委員長及び委員により構成する。
- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(会議)

- 第4 協議会は、委員長が招集し、委員長が議長となり、会務を総括する。
- 2 委員長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。

(部 会)

第5 協議会は、必要があると認めるときは、自殺対策の特定分野に関する事項を協議させるため、 部会を置くことができる。

(事務局)

第6 協議会の事務局は、健康福祉部保健・疾病対策課に置く。

(補 則)

この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成19年2月16日から施行する。

(略)

附 則

この要綱は、平成29年6月27日から施行する。

長野県自殺対策連絡協議会委員

所属	職名
信州大学	医学部精神医学教室教授
長野県精神科病院協会	精神科医師
長野県医師会	副会長
長野県弁護士会	弁護士
長野県経営者協会	専務理事
連合長野	副会長
長野県民生委員児童委員協議会連合会	副会長
長野いのちの電話	理事長
長野労働局	健康安全課長
長野産業保健総合支援センター	所 長
長野県市長会	事務局次長
長野県町村会	総務課長
長野県消防長会	副会長
長野県臨床心理士会	会 長
長野県看護協会	精神科看護師長
長野県司法書士会	理事
長野県精神保健福祉士協会	理事
日本精神科看護協会長野県支部	支部長
長野県薬剤師会	理事
長野県チャイルドライン推進協議会	会 長
健康福祉部	健康福祉政策課長
県民文化部	くらし安全・消費生活課長
長野県教育委員会事務局	心の支援課長
長野県警察本部	生活安全企画課長
長野県保健所長会	保健所長
長野県精神保健福祉センター	所 長

第3次長野県自殺対策推進計画

「誰も自殺に追い込まれることのない信州」を目指して ~県民一人ひとりのかけがえのない大切な「いのち」を守り、支える~

発行年月 平成30年3月

発 行 長野県健康福祉部保健·疾病対策課

所 在 地 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

電 話 026-235-7109(直通)

F A X 026-235-7170

電子メール hoken-shippei@pref.nagano.lg.jp

ホームページ http://www.pref.nagano.lg.jp/